

(8) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 228.1 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）326.5 千円、特定技能 194.9 千円、身分に基づくもの 270.6 千円、技能実習 164.1 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）189.6 千円となっている（第 8 表）。

第 8 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 3 年				
在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	228.1	4.6	32.7	3.4
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	326.5	8.0	32.9	3.3
特定技能	194.9	11.6	28.0	2.0
身分に基づくもの	270.6	5.3	43.2	6.1
技能実習	164.1	1.5	26.9	2.0
留学（資格外活動）	-	-	-	-
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	189.6	-7.6	30.2	3.0

注： 1) 在留資格区分については、「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。